

報道関係者 各位

令和5年10月6日

【照会先】

福岡労働局 労働基準部 監督課
課長 小河 征午
主任監察監督官 長友 信二
(代表)092 (411) 4862
(直通)092 (411) 4521

自動車運転者を使用する事業場に対する 令和4年の監督指導、送検等の状況を公表します

福岡労働局は、このたび、管内の各労働基準監督署が、令和4年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導や送検等の状況について取りまとめましたので、公表します。

【令和4年の監督指導・送検の概要】

- 監督指導を実施した事業場は 121 事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、98 事業場 (81.0%)。また、改善基準告示*違反が認められたのは、62 事業場 (51.2%)。
※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)(別紙2)
- 主な労働基準関係法令違反事項は、①労働時間 (44.6%)、②割増賃金の支払 (19.8%)、③時間把握 (14.0%)。
- 主な改善基準告示違反事項は、①最大拘束時間 (36.4%)、②総拘束時間 (34.7%)、③連続運転時間 (31.4%)、④休息期間 (26.4%)。
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは 3 件。

福岡労働局では、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、引き続き、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

また、令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、福岡労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています。

(別紙1) 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況(令和4年)

(別紙2) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

(別紙3-1) 発着荷主等に対する要請の取組

(別紙3-2) 発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導、送検等の状況（令和4年 福岡労働局）

1 監督指導状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

事項 業種	福 岡					全 国				
	監督実施 事業場数	労働基準 関係法令 違反事業場数	主な違反事項			監督実施 事業場数	労働基準 関係法令 違反事業 場数	主な違反事項		
			労働時間	時間把握	割増賃金			労働時間	時間把握	割増賃金
トラック	103	82 (79.6%)	43 (41.7%)	11 (10.7%)	19 (18.4%)	3,079	2,549 (82.8%)	1,533 (49.8%)	280 (9.1%)	632 (20.5%)
バ ス	3	3 (100.0%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	3 (100.0%)	123	94 (76.4%)	42 (34.1%)	10 (8.1%)	23 (18.7%)
ハイヤー・ タクシー	7	6 (85.7%)	4 (57.1%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	271	239 (88.2%)	106 (39.1%)	18 (6.6%)	82 (30.3%)
そ の 他	8	7 (87.5%)	6 (75.0%)	3 (37.5%)	1 (12.5%)	312	260 (83.3%)	122 (39.1%)	39 (12.5%)	97 (31.1%)
合 計	121	98 (81.0%)	54 (44.6%)	17 (14.0%)	24 (19.8%)	3,785	3,142 (83.0%)	1,803 (47.6%)	347 (9.2%)	834 (22.0%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

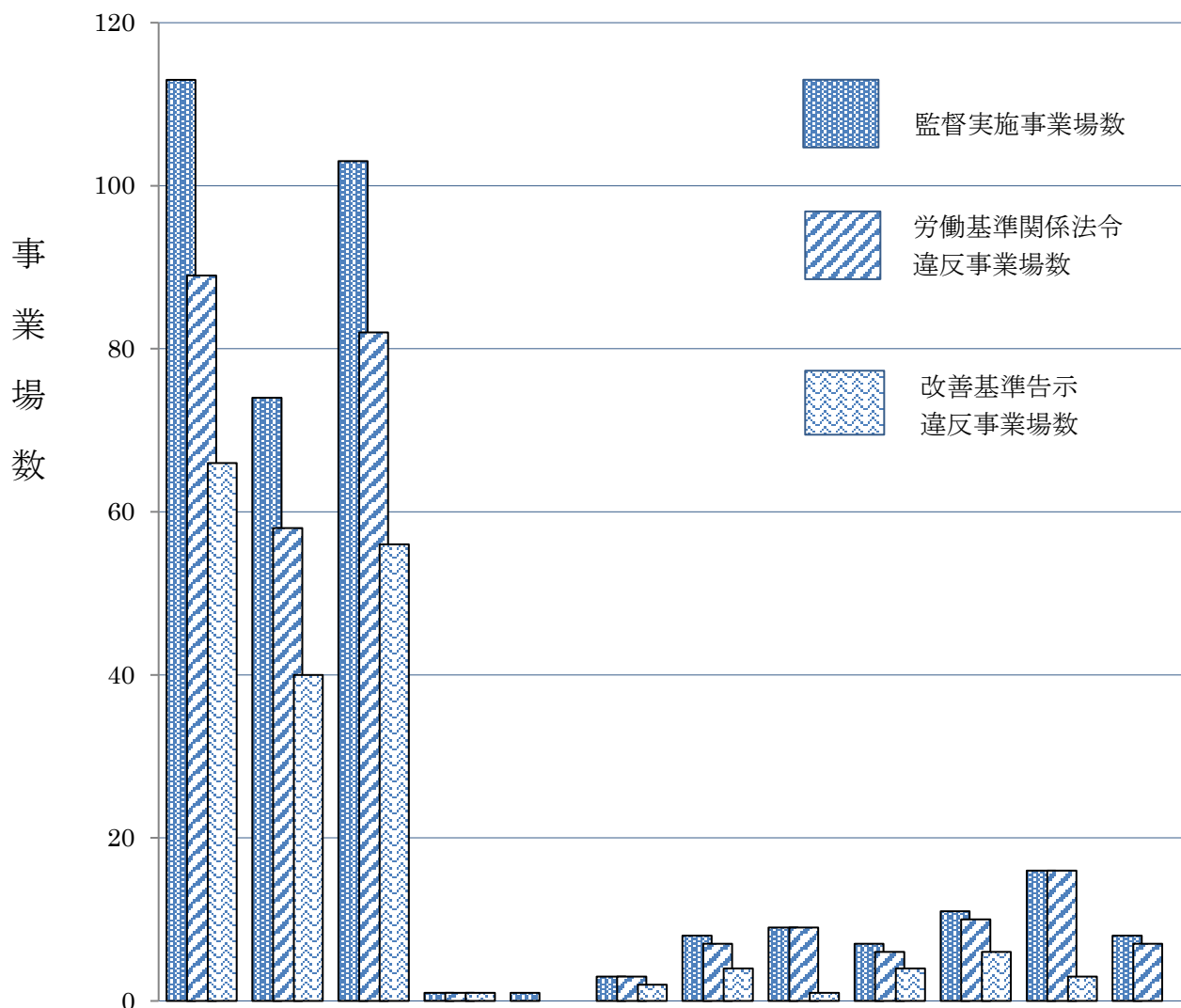
(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

(2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

事項 業種	福 岡							全 国						
	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項					監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
			総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間			総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間
トラック	103	56 (54.4%)	38 (36.9%)	41 (39.8%)	31 (30.1%)	24 (23.3%)	37 (35.9%)	3,079	1,790 (58.1%)	1,013 (32.9%)	1,317 (42.8%)	977 (31.7%)	686 (22.3%)	915 (29.7%)
バ ス	3	2 (66.6%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	123	50 (40.7%)	28 (22.8%)	24 (19.5%)	11 (8.9%)	11 (8.9%)	11 (8.9%)
ハイヤー・ タクシー	7	4 (57.1%)	3 (42.9%)	3 (42.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	271	82 (30.3%)	44 (16.2%)	66 (24.4%)	17 (6.3%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)
そ の 他	8	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	312	115 (36.9%)	60 (19.2%)	78 (25.0%)	59 (18.9%)	29 (9.3%)	49 (15.7%)
合 計	121	62 (51.2%)	42 (34.7%)	44 (36.4%)	32 (26.4%)	24 (19.8%)	38 (31.4%)	3,785	2,037 (53.8%)	1,145 (30.3%)	1,485 (39.2%)	1,064 (28.1%)	727 (19.2%)	975 (25.8%)

(注) 総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務の間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回あたりの運転時間

(3) 令和2年から令和4年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。



	トラック			バス			ハイヤー・タクシー			その他		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年
監督実施事業場数	113	74	103	1	1	3	8	9	7	11	16	8
労働基準関係法令違反事業場数	89	58	82	1	0	3	7	9	6	10	16	7
改善基準告示違反事業場数	66	40	56	1	0	2	4	1	4	6	3	0

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例 (トラック)

長時間労働が疑われる運送会社に対する監督指導

概要

- 自動車運転者に対して、時間外及び休日労働に関する労使協定を締結することなく、時間外及び休日労働を行わせていたことが認められた。
- 1か月の最大拘束時間数が369時間に達し、1日の最大拘束時間も16時間を超えている日が、月に16回認められ、また、休息期間、運転時間、連続運転時間についても改善基準告示違反が認められた。
- 時間外及び深夜の割増賃金が支払われていないことが認められた。
- 有給休暇について、基準日から1年以内に5日を取得させていなかった。

労基署の対応

- 1 36協定の上限を超えて時間外労働をさせてはならないことについて是正勧告した。
併せて、過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働の削減について具体的方策を講ずるよう指導した。

指導事項

労働基準法第32条（労働時間）違反

長時間労働の削減

- 2 運転者の改善基準告示違反について是正勧告した。

指導事項

改善基準告示違反（最大拘束時間、総拘束時間、休息期間、最大運転時間、連続運転時間）

- 3 時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金の不足分について支払うよう是正勧告を行った。

指導事項

労働基準法第37条第1項（時間外労働に対する割増賃金違反）
労働基準法第37条第4項（深夜労働に対する割増賃金違反）

- 4 法定の年次有給休暇付与日数が10日以上労働者に対し、労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければならないことを是正勧告した。

指導事項

労働基準法第39条（年次有給休暇）違反※

指導後の会社の取組

- ◇ 時間外及び休日労働に関する労使協定を締結し、労働基準監督署長に届出を行った。また、労働時間の適正把握、運行管理を見直すことにより労働時間の削減を図った。
- ◇ 割増賃金が未払となっている労働者に対して、不足分を遡及して支払うこととした。
- ◇ 年次有給休暇を付与した日から一定期間が経過した時点で年次有給休暇の請求・取得日数が5日未満の労働者に対して、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させることとした。

※ 年5日の年次有給休暇の確実な取得

使用者は、有給休暇（使用者が与えなければならない有給休暇の日数が10労働日以上である労働者に係るものに限る。）の日数のうち5日については、基準日から1年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。

2 送検状況

(1) 労働基準関係法令違反により送検した件数は、次のとおりである。

年 業種	福 岡			全 国		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年
トラック	2	3	2	46	32	44
バ ス	0	0	0	4	0	1
ハイヤー・ タクシー	0	0	0	2	3	8
そ の 他	1	0	1	9	7	5
合 計	3	3	3	61	42	58

(2) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例 (トラック)

トラックの荷にロープ掛けを行わせるに当たり、安全な昇降設備を設けず、労働者に保護帽を着用させていなかったため送検

捜査経過

- 労働者に、最大積載量 13.5 トンのトラックの荷台の積み荷上でロープ掛けの作業を行わせるに際し、安全な昇降設備を設けず、また保護帽を着用させずに行わせ、当該労働者が積み荷の上から墜落し、その後死亡するという災害が発生した。

被疑事実

○ 事業場（法人）及び代表者

最大積載量が5トン以上の貨物自動車への荷積又は荷卸作業を行わせるにあたり、安全な昇降設備を設けず、かつ、保護帽を着用させなかったこと

違反条文

労働安全衛生法第 20 条(危険防止措置)、労働安全衛生規則第 151 条の 67 (昇降設備)、同第 151 条の 74(保護帽の着用)

3 国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

事項	福 岡			全 国		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年
労働基準監督機関から通報した件数	23	18	24	459	469	556
労働基準監督機関が通報を受けた件数	0	0	0	426	325	297

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

業種	福 岡			全 国		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年
トラック	2	0	2	82	102	88
バス	0	1	1	7	4	5
ハイヤー・タクシー	1	1	0	16	19	15
合 計	3	2	3	105	125	108

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年):運転時間上限1日9時間、1週間48時間

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

内 容

拘束時間	総拘束時間	トラック：原則 1か月 293時間 バス：原則 4週間平均で1週間 65時間 タクシー：原則 1か月 299時間
	最大拘束時間	トラック、バス、タクシー：原則 1日 16時間 (ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)
休息期間	トラック、バス、タクシー：原則 継続8時間以上	
最大運転時間	トラック：原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間 バス：原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間	
連続運転時間	トラック、バス：4時間以内 (運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。)	
休日労働	トラック、タクシー：2週間に1回以内、 かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 バス：2週間に1回以内、 かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	

・拘束時間 = 始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)

・休息期間 = 勤務と次の勤務の間の自由な時間

その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。

発着荷主等に対する要請の取組

1 荷主特別対策チームについて(令和4年12月23日編成)

【編成の目的】

- ・ 道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。
- ・ しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。
- ・ 厚生労働省では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、こうした取組を通じて、トラック運転者の方が健康に働くことができる環境整備に努めてまいります。

【荷主特別対策チームの概要】

- **トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています**
「荷主特別対策チーム」は、都道府県労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。
- **労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します**
労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。
- **都道府県労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます**
都道府県労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。
- **長時間の荷待ちに関する情報を収集します**
厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(※)を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。



※URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/nimachi.html

2 発着荷主等による長時間の荷待ちに対する取組

	令和4年12月～令和5年6月
「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報の件数	3
発着荷主等に対する要請を実施した事業場	287

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ**前向きに検討をお願いします。**



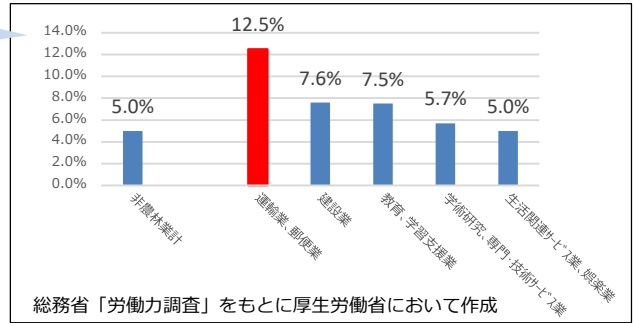
道路貨物運送業の実態

⚠️ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

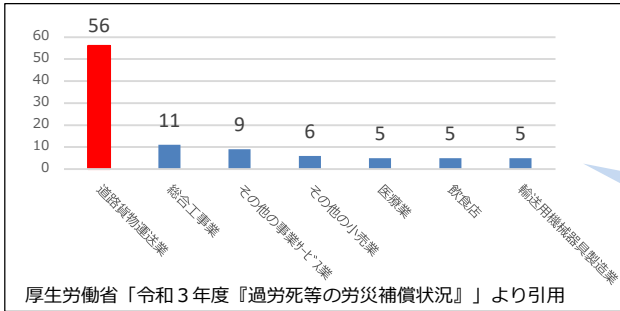
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠️ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難

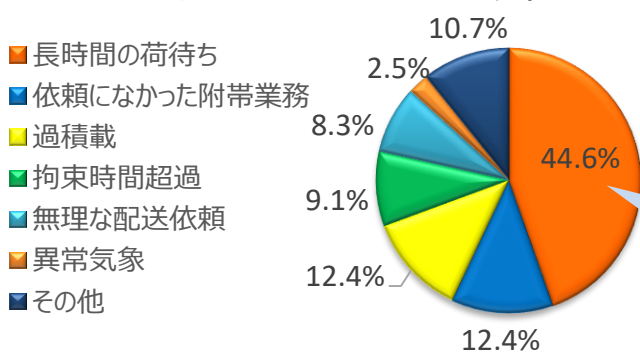


国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R4.11.30時点）



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08))

改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、敷地が有効活用できるようになり、近隣住民の方からの苦情もなくなりました。

構内のリフトマンや荷受け作業員の作業の平準化につながりました。おかげで、ミスも減りました。



荷待ち時間解消のため出荷順に合わせた荷置きを行ったらピッキング作業などが減り、自社の積込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの期間に余裕を持たせることで、安定した物流サービスを受けることができますね。



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**




改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**




「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取る
だけなので
関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。
うちは小さいから関係
ないはずね。

中小企業



いえいえ。

荷主というのは、

荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、

荷物の受け取り手である着荷主も該当します。

また、**会社の規模**なども関係ありません。

皆さんの行動も、トラックドライバーの方の
長時間労働の削減のためにとても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、
都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		